

# 中小企業を応援！各種助成などのご案内

## 沼田市中心企業支社製品等 販路開拓支援事業費補助金制度

市内の中小企業などが、自社製品や新技術など、新たな販路開拓のための出展に対する費用の一部を助成します。

**対象** 市内に主たる事業所を有する中小企業者、または各種中小企業団体

**対象事業** 新たな取引先や事業提携先を開拓するため、市外で開催される展示会などに出展する事業製品やその見本、カタログなどの展示を伴う見本市・商談会など

※販売目的のためのイベントや品評会などの出展は対象外

**対象経費** 展示会主催者へ直接支払う経費(例：小間料、ブース賃借料や出店負担金、展示装飾費、備品借上料など)

**補助額** 対象経費の2分の1以内

※年間上限30万円

**申込方法** 所定の用紙に記入し提出

**申し込み・問い合わせ** 産業振興課商工振興係☎内線5004へ

## 特定求職者雇用企業奨励金制度

障害者雇用を促進するため、国の特定就職困難者雇用開発助成金制度を活用し、障がいのある人を雇用する市内の中小企業者に奨励金を交付します。

**対象労働者** 下表に該当し、雇入れ日現在の満年齢が65歳未満で、市内に在住する人

**申込方法** 所定の用紙に必要書類を添付し、国の支給決定通知書を受けた日から30日以内に提出

| 対象労働者                                | 交付額            | 期間        | 期間ごとの交付額                 |
|--------------------------------------|----------------|-----------|--------------------------|
| 障害者雇用促進法第2条第2号、または4号に規定する身体障害者、知的障害者 | 18万円<br>(9万円)  | 1年        | 1～2期<br>各9万円<br>(各4.5万円) |
| 障害者雇用促進法第2条第3号に規定する重度身体障害者           | 36万円<br>(18万円) | 1年<br>6カ月 | 1～3期<br>各12万円<br>(各6万円)  |
| 障害者雇用促進法第2条第5号に規定する重度知的障害者           |                |           |                          |
| 障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者             |                |           |                          |

※6カ月ごとに交付。()は短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満)

**申し込み・問い合わせ** 産業振興課商工振興係☎内線5005へ

## 沼田市ママ・パパの子育てを応援 する企業奨励金

男性の育児参加や女性の社会進出を推進するため、育児休業などを取得した労働者を雇用する市内の中小企業者に奨励金を交付します。

**交付額** 下表のとおり

**申込方法** 労働者が職場復帰して1カ月を経過した日から2カ月以内、または当該年度の3月31日の早い日までに、所定の用紙に必要書類を添付し提出

| 育児休業など取得期間 | 金額  | 育児休業など取得期間  | 金額   |
|------------|-----|-------------|------|
| 5日以上1カ月未満  | 1万円 | 6カ月以上9カ月未満  | 8万円  |
| 1カ月以上3カ月未満 | 3万円 | 9カ月以上12カ月未満 | 10万円 |
| 3カ月以上6カ月未満 | 5万円 | 12カ月以上      | 12万円 |

※対象労働者が男性の場合は、上記の3倍の額とする

**申し込み・問い合わせ** 産業振興課商工振興係☎内線5004へ

## トライアル雇用支援奨励金制度

幅広い雇用の拡大に向けて、国の試行雇用奨励金制度を活用し、原則3カ月間試行的に雇用する市内の中小企業者に奨励金を交付します。

**対象労働者** 市内在住の65歳未満の人、または障がいのある人で、国が実施する試行雇用奨励金制度により試行的に雇用された人

**奨励額** 1人につき月額1万2,500円

※最大3カ月間

**申込方法** トライアル雇用事業終了後、国の支給決定通知を受けた日から30日以内に、所定の用紙に必要な書類を添付し提出

**申し込み・問い合わせ** 産業振興課商工振興係☎内線5005へ